

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

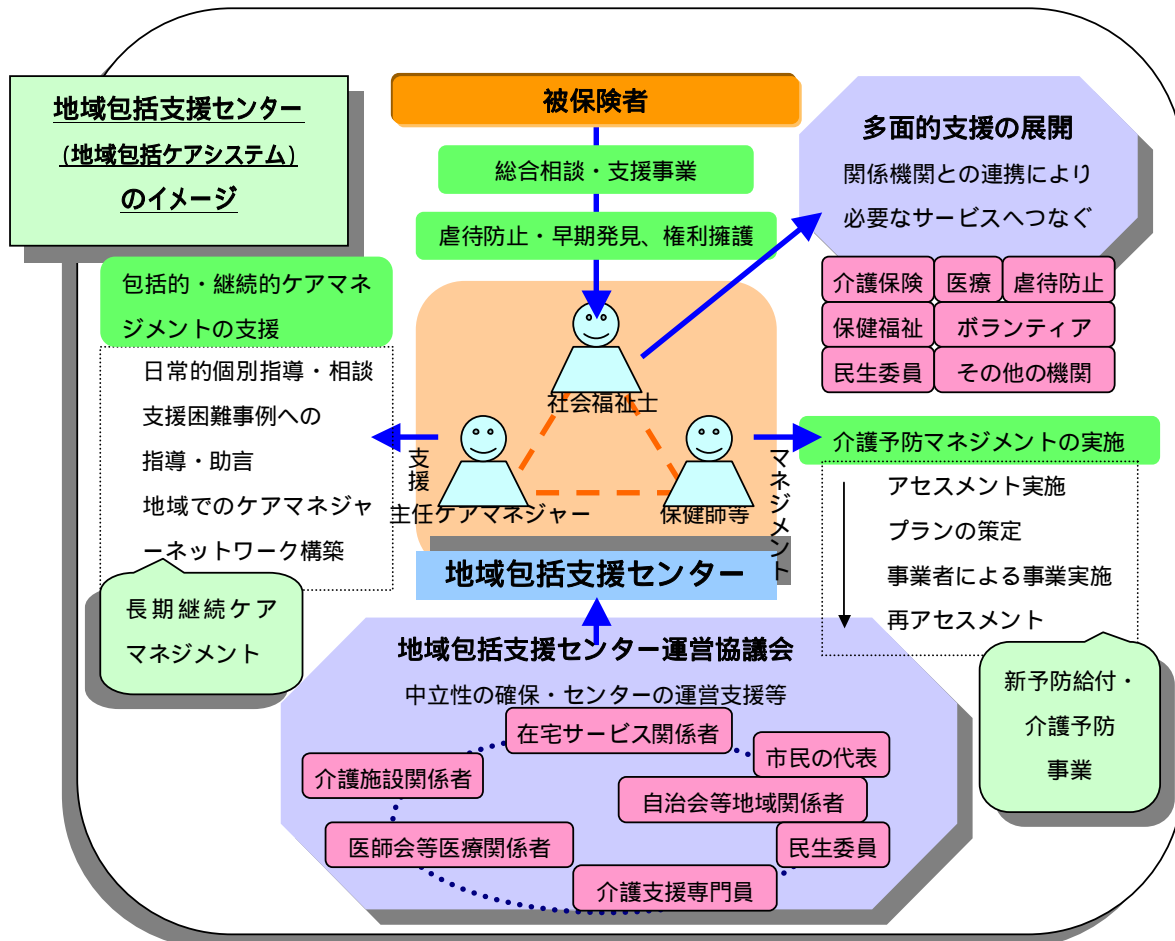
第1節 地域包括支援センターの創設

(1) 地域包括支援センターの設置についての基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な対応機関へとつなぐ体制が必要になります。

また、このためには利用者一人ひとりについて多様な職種が協働、連携し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが必要です。

地域における総合相談と包括的支援体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、地域包括支援センターを創設します。



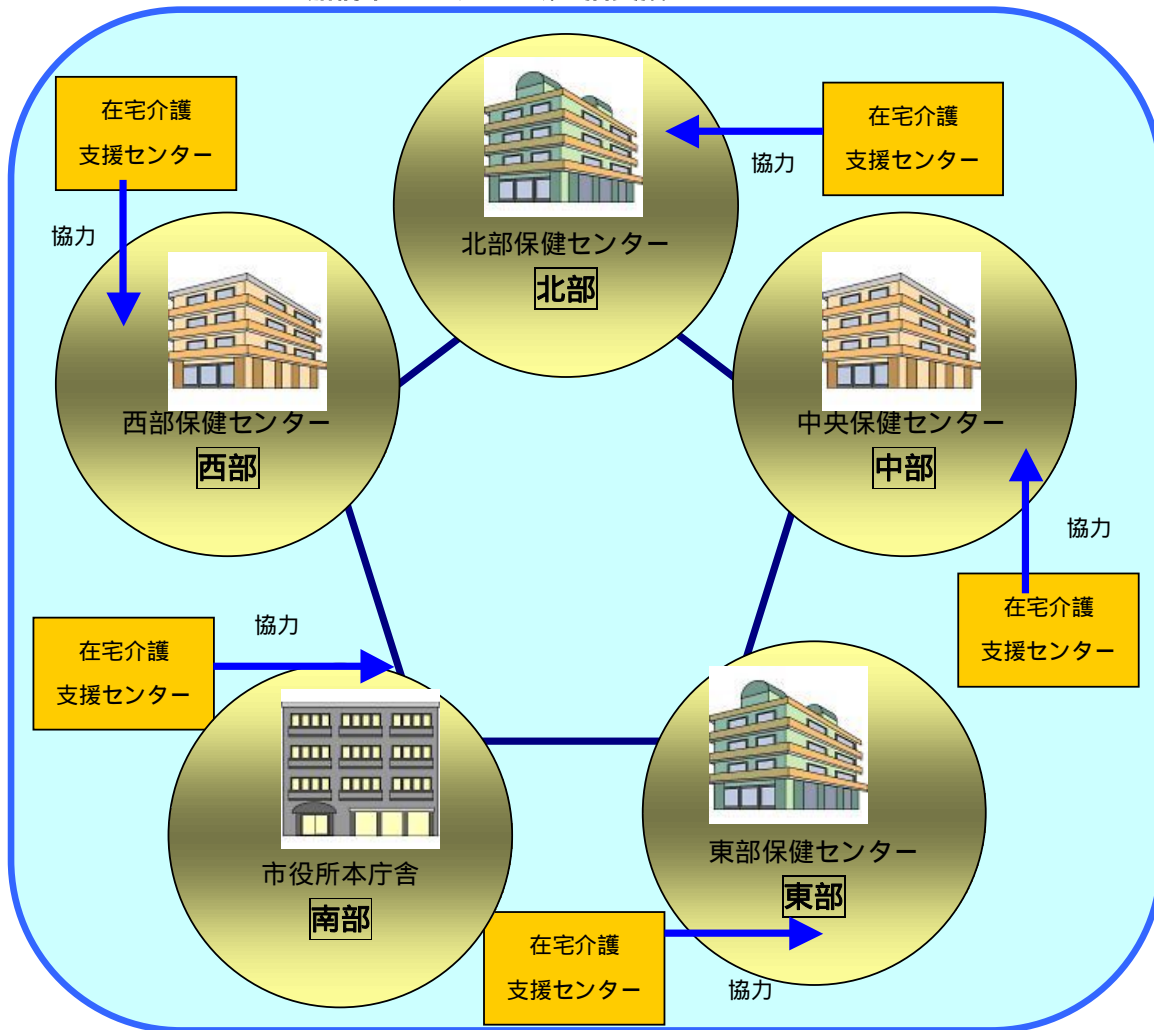
第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

(2) 船橋市における地域包括支援センターの設置

船橋市の地域包括支援センターについては、本庁と4保健センター内に直営で設置するものとし、日常生活圏域の担当地区は、本庁が南部地区を、中央保健センターが中部地区を、東部保健センターが東部地区を、西部保健センターが西部地区を、北部保健センターが北部地区を担当するものとします。

また、地域型在宅介護支援センターを地域包括支援センターの協力機関として活用し、地域に身近な相談窓口として地域包括支援センターを補完していくものとします。

船橋市における地域包括支援センターのイメージ



(3) 船橋市における地域包括支援センターの全体像

船橋市の地域包括支援センターの特徴としては、直営により5か所設置することにより、公正・中立性をより担保でき、市の各部署との連携や虐待の防止や早期発見といったときに、警察や民生委員などの関係者との連絡・調整が比較的容易に行えることです。

また、地域型在宅介護支援センターと連携を密にすることで、市内全域にわたってネットワークを構築し、民間の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者にも情報提供を行い、また反対に意見を聞くことで、市民本位の介護サービスなどの提供につなげていく機能を果たすものとしています。

新予防給付の実施について

新予防給付の趣旨

要支援1・2の方々に対する自立支援に資するように、給付内容やマネジメントシステムが見直され、新予防給付が創設されます。

軽度者の特徴として、廃用症候群(骨関節疾患や高齢による衰弱等を原因とし、徐々に生活機能が低下する状態)が多く、早期から予防とリハビリテーションを行うことで生活機能の改善の可能性が高い一方で、「高齢だから仕方がない」と活動をしない、させないことから生活機能の低下のリスクが高くなる、ということがあげられます。

このようなの方々に対し、改善可能性に向けた本人の意欲を高める事が重要となります。

船橋市における新予防給付の実施について

新予防給付のメニューは、従来からあるデイサービスやホームヘルプサービスについては内容の見直しを行い、また新たなサービスも創設されます。

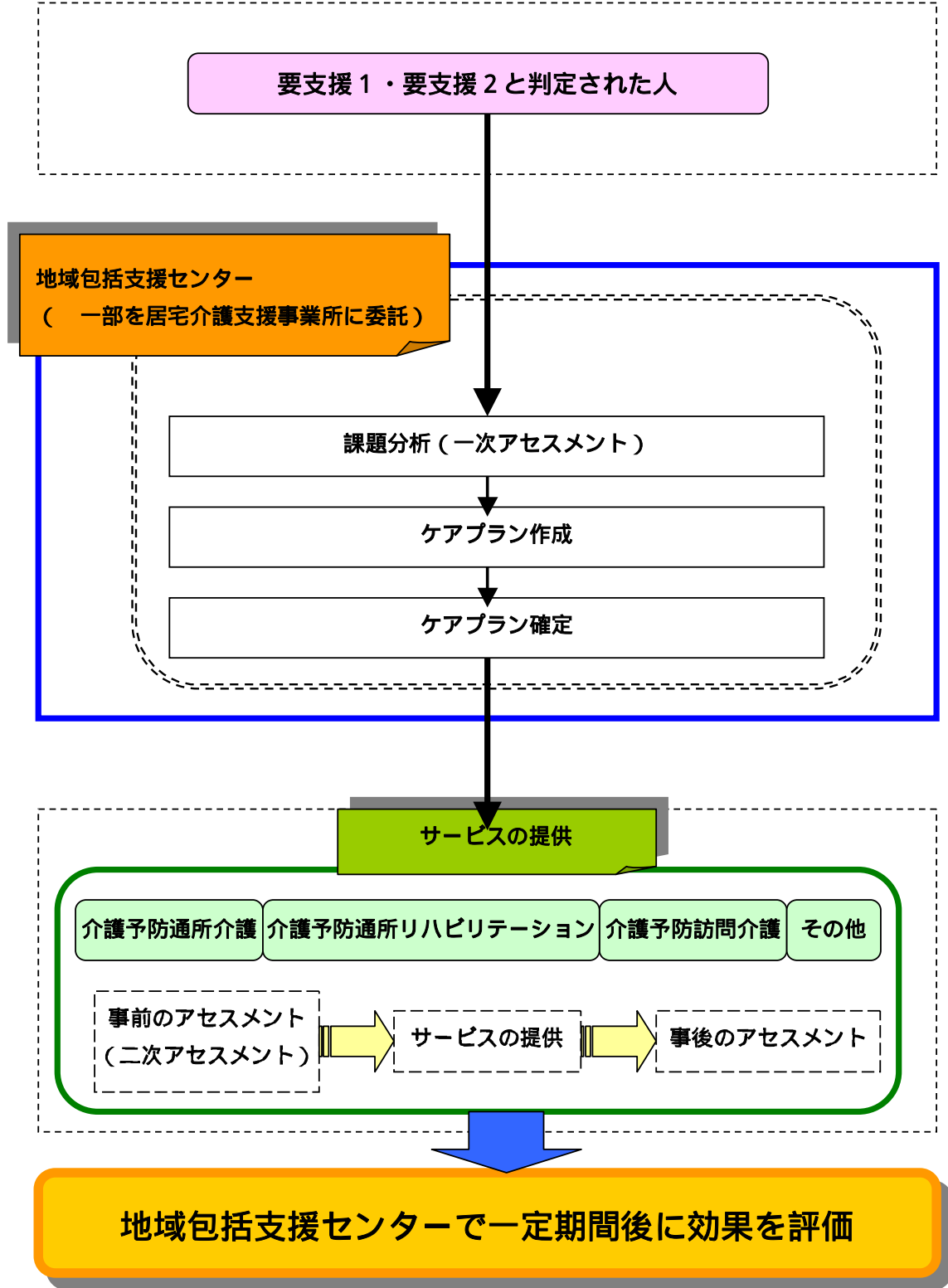
：既存サービスの生活機能の維持・向上の観点から内容・提供方法・提供期間等を見直したもの

軽度者に多く利用される3大サービスの訪問介護、通所介護・通所リハビリテーション、福祉用具貸与の他、訪問看護、グループホーム等

：効果が明確なサービスについて、モデル事業等を踏まえ導入する新たなサービス

筋力向上、栄養改善、口腔機能向上事業を既存サービスのプログラムの中で実施、または、新たに単独でメニュー化

新予防給付の流れ



地域支援事業の実施について

地域支援事業の趣旨

軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加が見られるなかで、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を行い、また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加しているなかで、在宅支援の強化や高齢者虐待への対応、医療と介護の連携を強化するために地域支援事業が創設されることとなります。

具体的な事業としては、地域における総合的な相談窓口・権利擁護、介護予防事業のマネジメント、地域ケア支援事業などを行う包括的支援事業と、主に虚弱な高齢者を対象とした介護予防事業、地域の実情に応じ、創意工夫が生かせる任意事業があります。

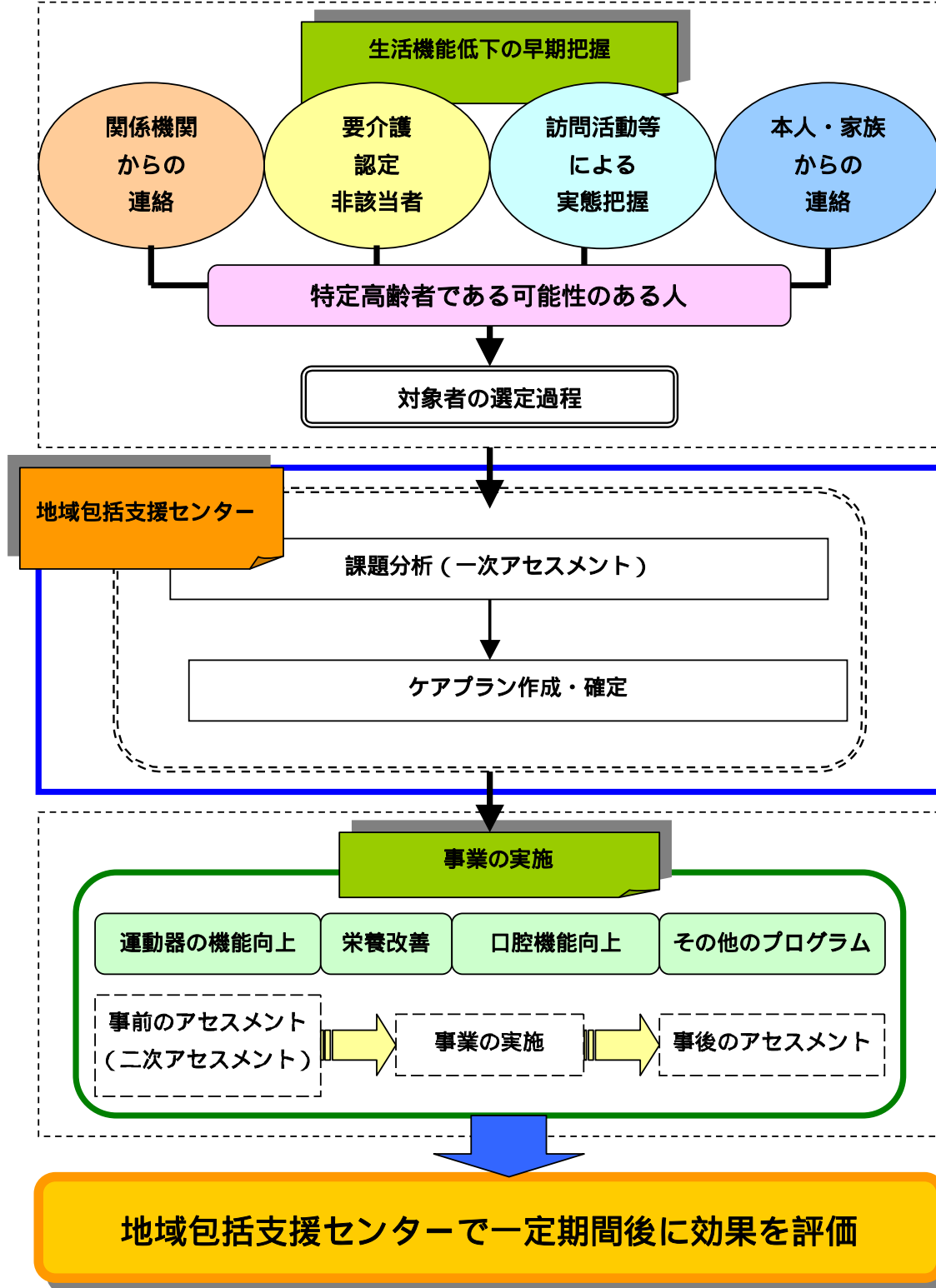
また、地域支援事業のうち、包括的支援事業は地域包括支援センターにおいて実施することとなります。

船橋市における地域支援事業の実施について

地域支援事業は、地域包括支援センターが中心となって行うことから、船橋市においても5か所設置する地域包括支援センターが核となり、地域型在宅介護支援センターや民生委員、地区社会福祉協議会、居宅介護支援事業者などの介護保険サービスの関係者と連携し、包括的支援事業を推進します。

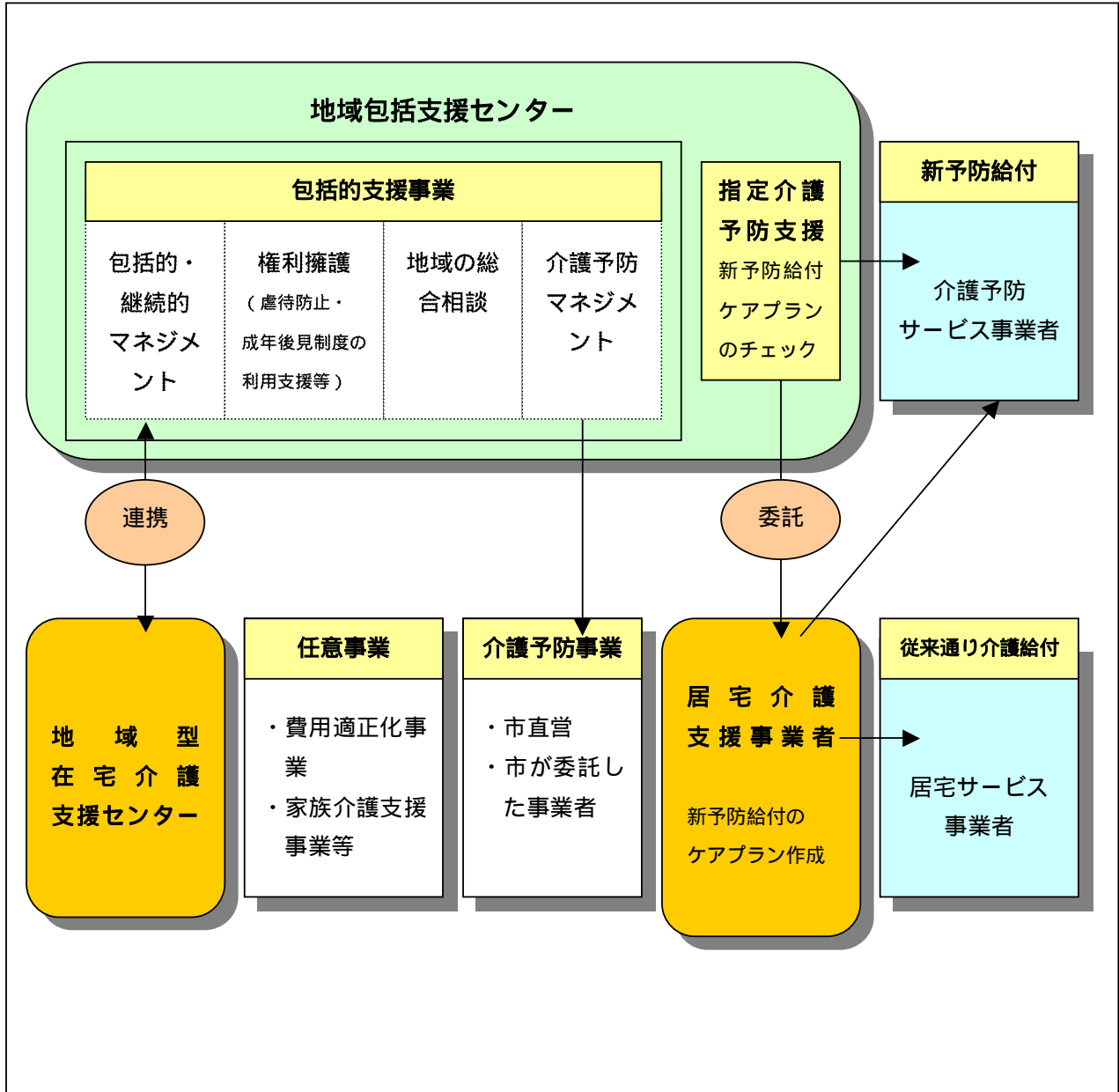
介護予防事業については、市の保健センターや、地域型在宅介護支援センター・居宅介護サービス事業者等への委託により実施します。

地域支援事業（特定高齢者に対する介護予防事業）の流れ



第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

船橋市の地域支援事業・地域包括支援センター・新予防給付・介護給付の全体像（イメージ）



第2節 地域支援事業の見込量

(1) 船橋市における地域支援事業

地域支援事業については、その財源の一部として介護保険料を充てることから、介護予防あるいは高齢者の自立支援のための効果が期待できる事業を行うものとします。

また、事業の実施にあたっては、直営・委託を問わずできるだけ効率的な運営を行うとともに、公正・中立性の確保や質の確保にも十分配慮して行っていきます。

介護予防の推進

介護保険法の改正により、地域支援事業の一環として、要支援・要介護状態になっていない方々に対する介護予防事業が創設され、これまでの事業の中で、老人保健事業のうち65歳以上の方に対する事業（健康診査及び健康手帳の交付を除く。）介護予防・地域支え合い事業及び在宅介護支援センター運営事業が含まれることとなります。

生活習慣病の予防を主体とする老人保健事業が、高齢者を対象とする場合には、介護予防事業に移行していくこととなりますが、これは介護予防の重要性がより強く認識されてきたためであり、国においては「活動的な85歳を目指して介護予防を充実」が謳われております。

船橋市においても、介護保険給付の適正化を図るためにも、介護予防事業を充実させていきます。

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

(2) 地域支援事業の内容と見込量

特定高齢者の介護予防事業

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
特定高齢者把握事業	訪問活動等	関係機関、本人・家族、地域住民等から情報や要介護認定非該当者より把握し、健康診査を勧奨し、評価を行う。	随時	随時	随時
	転倒予防教室	要支援や要介護の主な原因でもある「転倒」に関して、医師より疾患とそのリスクの講話と、転倒予防のための体力測定と手軽な運動と食生活を中心とした日常生活の留意点について実習。	1コース ×4回 年×1回 1回×25人 実50人 延200人 〔会場〕 東部、中央 保健センター	元気ハツラツ塾へ	
通所型介護予防事業	地区戸外会	老化や疾病、障害等により心身機能が低下する恐れがある閉じこもりがちな高齢者に対して、公民館や自治会館、保健センター等において定期的な運動やレクリエーション、手工芸を通して、生活行動の拡大や参加者同士の交流を行い機能維持を図る。	23地区で 月1回 ×6ヶ月 =138回 1回×10人 実230人 延1,380人	23地区で 月1.5回 ×6ヶ月 =207回 1回×15人 実345人 延3,105人	23地区で 月1.5回 ×6ヶ月 =207回 1回×15人 実345人 延3,105人

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
通所型介護予防事業	リハビリテーション パワー	身体機能の低下した方で自力送迎可能・意欲のある方を対象に、要介護状態の予防のため週2回・3ヶ月機器を使い筋力トレーニングを行う。	1教室 15人 ×22回×3 教室	1教室 15人 ×22回×3 教室 1教室 10人 ×22回×3 教室	1教室 15人 ×22回×3 教室 1教室 10人 ×22回×3 教室
	元氣ハツラツ塾	特定高齢者のリスクに応じて、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的に、ストレッチ体操やダンベル体操、バランス食の試食、口腔内清拭方法などのプログラムを組み、要介護状態への移行防止を図る。	週×1回 3ヶ月間 年×2回 延4回 1回×20人 実80人 延960人 〔会場〕 西部、北部 保健センター	週×1回 3ヶ月間 年×2回 延8回 1回×20人 実160人 延1,920人 〔会場〕 西部、北部、 中央、東部 保健センター	週×1回 3ヶ月間 年×2回 延8回 1回×20人 実160人 延1,920人 〔会場〕 西部、北部、 中央、東部 保健センター
訪問型介護予防事業	通所型事情非参加者 支援事業	通所型介護予防事業により機能向上が図れると予測されるが、本人及び家族等の家庭環境や社会環境により通所しない者への個別的支援。	2,900人	2,900人	2,900人
	うつ、閉じこもり、認知症訪問	通所型介護予防事業に適さない人への訪問支援。	60人	60人	60人

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

一般高齢者の介護予防事業

事業名	事業の概要	見込量		
		18年度	19年度	20年度
地域介護予防活動支援事業	地区健康教育	23 地区で 6 回/年 = 138 回 20 人/1 回 = 2,760 人	23 地区で 7 回/年 = 161 回 25 人/1 回 = 4,025 人	23 地区で 7 回/年 = 161 回 25 人/1 回 = 4,025 人
	健康講座	医師、保健師、栄養士、 歯科衛生士、理学療法士 等が生涯にわたる健康 づくりを多角的に捉え、 生活習慣病予防や介護 予防等を中心に、各保健 センターにおいて健康 な老後のあり方や過ご し方について講話や実 習を通して啓発する。 (生活習慣病予防に主眼 を置くと同時に疾病動向にタイ ムリーな内容とする。)	各保健セン ターで 71 回/年 1 回×30 人 = 2,130 人	各保健セン ターで 75 回/年 1 回×30 人 = 2,250 人
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>動脈硬化と高脂血症・・・一般市民を対象に、医師の講話や保健師の 実習を通して、高血圧と高脂血症が身体に及ぼす影響を理解し、疾病 予防や食生活等の日常生活における留意点への理解を深める。</p> </div>				

事業名	事業の概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域介護予防活動支援事業</p>	<p style="text-align: center;">健康講座</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>白内障・緑内障のお話・・・眼科専門医による高齢者特有な眼疾患である白内障や緑内障の症状や治療方法の講話、保健師による眼精疲労の回復とストレス解消について軽体操を含めた講話を実施する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>ぐっすり、すっきり睡眠講座・・・精神科医による、うつ病や認知症等の初期症状である不眠について、身体に及ぼす影響の講話や、保健師による軽体操を実施し早期受診の目安や心の健康づくりに役立てる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>正しい薬の飲み方と薬の副作用・・・薬の情報を得て、内服方法、その服用の仕方、自己管理について知り、積極的に自分の治療に参加する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>肝臓の病気について・・・慢性化や長期療養傾向のある肝臓病の病態や治療について、専門医が講話を実施。また、保健師が健検診の意義や日常の過ごし方について講話を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>前立腺の病気・・・泌尿器科医師より、男性特有な「前立腺」全般に関する疾患についての講話と検診勧奨を含めた日常生活の留意点について講話を実施。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>元気に過ごすための栄養講座・・・国民の健康づくり運動である「健康日本 21」に基づき、栄養問題に関する指導を「自分の健康は自分でつくる」という自覚と責任のもとに、生涯にわたる健康づくりをすすめる。特に調理や保存の工夫と食生活に関する情報を提供する。（「元気ハツラツ塾」へ合併。）</p> </div>

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名	事業の概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域介護予防活動支援事業</p>	<p style="text-align: center;">健康講座</p> <p>生活習慣病予防講座・丈夫な骨づくりのための栄養講座・・・国民の健康づくり運動である「健康日本21」に基づき、栄養問題に関する指導を「自分の健康は自分でつくる」という自覚と責任のもとに、生涯にわたる健康づくりをすすめる。特に疾病原因の理解を促すとともに、日常生活や食生活に関する情報を提供して、自ら見直す機会とする。</p> <p>糖尿病教室・・・糖尿病の疾患に関する正しい知識を理解して、日常生活や食生活の習慣を自ら見直すことにより、健康的生活を促す。また、糖尿病の治療継続のために仲間づくりを支援する。</p> <p>糖尿病フォロー教室・・・糖尿病の知識や生活改善の行動が継続できるよう支援する。</p> <p>知って得する歯みがき教室・・・40歳以降の歯を失う原因の多くは歯周病であることから、自らの口腔について再確認し、一生自分自身の歯でおいしく食べられるよう支援する。</p> <p>大人のための歯みがきレッスン・・・歯科疾患に対して個別で相談に応じ、正しい知識の提供と支援を行う。8020()を目指して受講者自身及び家族に対しての健康管理が出来るように、日常の口腔ケア技術を取得する機会を提供する。(「元気ハツラツ塾」へ合併。)</p> <p>8020(ハチマルニイマル)とは、80才になっても20本以上の自分の歯を保つということです。</p>

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名	事業の概要	見込量		
		18年度	19年度	20年度
地域介護予防活動支援事業		心身の健康に関して個別の相談に応じ、日常生活上の必要な支援・助言を行い、生活習慣病予防や介護予防を図る。		
	<p>窓口健康相談・・・ 各保健センター・本庁及びフェイスにおいて、血压測定や個別の健康に関する相談を実施し、日常の健康管理支援や疾病の早期発見・早期受診につなげる。</p>	<p>本庁・4保健センター ×245回 1回×10人 =12,250人</p> <p>フェイス ×305回 1回×5人 =1,525人</p>	継続	継続
	<p>地区健康相談・・・ 市内の公民館や自治会館・集会場等、地域に密着した会場において血压測定や個別の健康に関する相談を実施し、日常の健康管理支援や疾病の早期発見・早期受診につなげる。</p>	<p>23地区で 年×16回 =368回 1回×20人 =7,360人</p>	継続	継続

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
地域介護予防活動支援事業	骨密度測定事業	各保健センターにて骨密度測定を行い、その年代に応じた健康相談を行い、骨粗しょう症や骨折の予防を図るとともに、生活習慣の見直しや転倒・骨折予防の機会とする。	各保健センターを巡回実施 月×10回 ×12月 =120回 1回×30人 =3,600人	継続	継続
	家庭訪問事業	健診結果の要指導者や各種保健事業の要継続者及び地域からの要請による者への保健・福祉のサービス提供。	5,400人	継続	継続
介護予防普及啓発事業	その他・イベント等	保健事業や関係機関の各種イベントにおいて血圧測定や個別の健康に関する相談を実施し、日常の健康管理支援や疾病の早期発見・早期受診につなげる。	ヘルシーフェア、市民まつり等 10,000人	継続	継続

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

包括的支援事業

事業名	事業の概要	見込量		
		18年度	19年度	20年度
介護予防ケアマネジメント事業	<p>自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、スクリーニングをし、介護予防事業対象者の名簿に基づき、概ね次のようなプロセスにより実施する。</p> <p>一次アセスメント 介護予防ケアプランの作成 サービス提供後の再アセスメント 事業評価</p>	<p>対象者数 2,955人</p>	<p>対象者数 4,501人</p>	<p>対象者数 6,159人</p>
総合相談支援事業・権利擁護事業	<p>認知症高齢者の介護を行う家族等の相談に対して、専門医から医療、介護上の助言等を得るため、認知症相談を開催する。</p>	<p>相談窓口 年15回</p>	<p>相談窓口 年15回</p>	<p>相談窓口 年15回</p>
	<p>在宅介護支援センターの協力機関として、地域における身近な相談窓口としての役割を果たす。</p>	<p>相談者数 約4,000人</p>	<p>相談者数 約4,000人</p>	<p>相談者数 約4,000人</p>

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
総合相談支援事業・権利擁護事業	実態把握	在宅の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及び家族等の状況を家庭訪問することで、実態把握すると共に保健・福祉サービスの調整を図る。	1,600件	1,600件	1,600件
	相談協力員の研修	民生児童委員等に在宅介護支援センター相談協力員を委嘱しており、在宅介護に関する知識の普及のため研修を開催する。	研修会 年1回	研修会 年1回	研修会 年1回
	ケアマネジャー研修事業	ケアマネジャーの活動及びケアプラン作成技術向上の支援をする。	講演会 年2回	講演会 年2回	講演会 年2回

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
包括的・継続的マネジメント事業	ケアマネジメントリーダー活動支援事業	地域における、個々のケアマネジャーの支援体制を強化するため、関係機関との連絡調整や指導・助言を行うケアマネジメントリーダーを南部・西部・中部・東部・北部に5人配置し、苦情等の相談窓口を設置する。	相談窓口 年12回 地域活動 5人×12月	相談窓口 年12回 地域活動 5人×12月	相談窓口 年12回 地域活動 5人×12月
	高齢者地域ケア会議	在宅の要介護高齢者又は要介護のおそれのある高齢者を対象に、保健・医療・福祉に関わる各種サービスの総合調整をするために、高齢者地域ケア会議を開催する。	会議 年3回	会議 年3回	会議 年3回

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

任意事業

事業名	事業の概要	見込量		
		18年度	19年度	20年度
介護給付等費用適正化事業	介護費用適正化緊急対策事業	10,000件×4回 = 40,000件	10,000件×4回 = 40,000件	10,000件×4回 = 40,000件
	介護講座	介護講座 年6回	介護講座 年6回	介護講座 年6回
家族介護支援事業	徘徊により居所不明となった高齢者を、GPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスを行うシステムを活用し、家族に位置情報を伝えるとともに、家族の要請により緊急対処員が現場へ急行するサービスを行う。	システム利用者 月34人	システム利用者 月34人	システム利用者 月34人

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名	事業の概要	見込量		
		18年度	19年度	20年度
その他事業	成年後見制度普及事業	講演会 年2回 パンフレット 1,000部	講演会 年2回 パンフレット 1,000部	講演会 年2回 パンフレット 1,000部
	福祉用具・住宅改修サービス	協議会 年2回 相談 年12回 出張 年18回	協議会 年2回 相談 年12回 出張 年18回	協議会 年2回 相談 年12回 出張 年18回

第5章 介護予防の円滑な推進に向けて

事業名		事業の概要	見込量		
			18年度	19年度	20年度
その他事業	住宅改修支援事業	介護支援専門員等が、ケアプランの作成の提供を受けていない要介護者等に対し、住宅改修のための理由書を作成した場合に、1件当たり2,000円を補助する。	年36件	年36件	年36件
	介護サービス適正実施指導事業 (介護相談員派遣実施事業)	申し出のあった介護サービス事業所等に介護相談員を派遣し、サービスを利用する者及びその家族の話を聞き、相談に応じる等の活動を行い、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質の向上を図る。	22施設×2日 ×12月 =528回	26施設×2日 ×12月 =624回	28施設×2日 ×12月 =672回
	介護予防教室	市内の高齢者及び家族等を対象に要介護状態の予防のために、地域の方の要望に合わせたテーマの介護予防教室を開催する。	1回×24ヶ所	1回×24ヶ所	1回×24ヶ所

高齢者実態把握調査

事業の概要
介護保険法上の特定高齢者把握事業等の他、船橋市独自の事業として、65歳のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の健康調査を行う。調査の結果、必要に応じて保健・医療・福祉サービスの調整を行い、サービスにつなげていく。